

10. データ連携による支援が必要な子どもへの支援の実現（基本的な考え方）

- 子どもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、自治体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうした子どもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要な子どもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、子ども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。
 - このための実証事業を実施するとともに、関係府省の副大臣級によるプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を整備。
- ※ **国が一元的に子どもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。**

子どもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

【構成員】（主査）デジタル副大臣 小林 史明
内閣府副大臣 赤池 誠章

厚生労働副大臣 佐藤 英道
文部科学副大臣 池田 佳隆

【主な検討事項】

1. 子どもに関する情報・データ連携の在り方

- ・行政の各部局や学校・児童相談所・医療機関等の関係機関の、妊娠期から20歳頃までの成長・発達に渡る情報を、必要に応じて連携させ、真に支援が必要な子ども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげるための情報・データの連携はどうあるべきか。
- ・その際、子どもに関する情報を自治体内（どのレベルか要検討）で包括的に把握する組織・連携の在り方や、子どもからのSOSの前兆を受け止める・拾い上げる仕組みの在り方についてどのように考えるか。

2. デジタルを活用した包括的な子育て支援の在り方

- ・子育て世代包括支援センターの取組を踏まえつつ、デジタルを活用し、窓口赶赴なくとも適切な情報の入手や相談をすることができる支援はどうあるべきか。

3. 子どもに関する政策の可視化の在り方

- ・AI等で子どもに関する政策、予算、統計等を可視化するためのデータ利活用やデータの質はどうあるべきか。
- ・例えば、手当等のワンストップ化（支援の対象となる家庭への手当の支給手続、就学前施設についての分かりやすい情報発信など）に向けた政策はどうあるべきか。

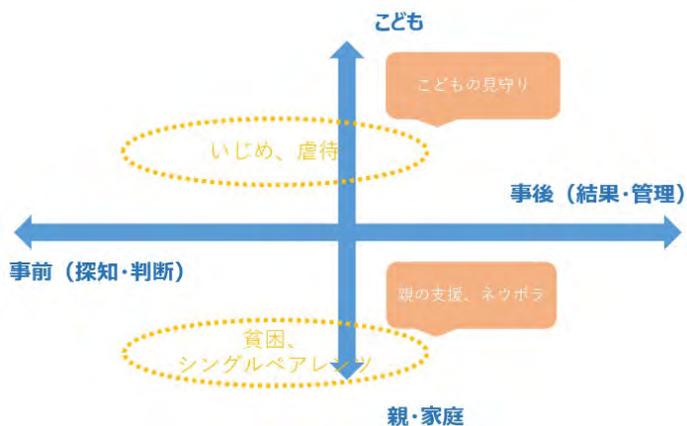
【スケジュール】 令和3年（2021年）11月検討開始～令和4年（2022年）6月目途に論点の整理

10. データ連携による支援が必要な子どもへの支援の実現 (副大臣PTの検討の全体像のイメージ)



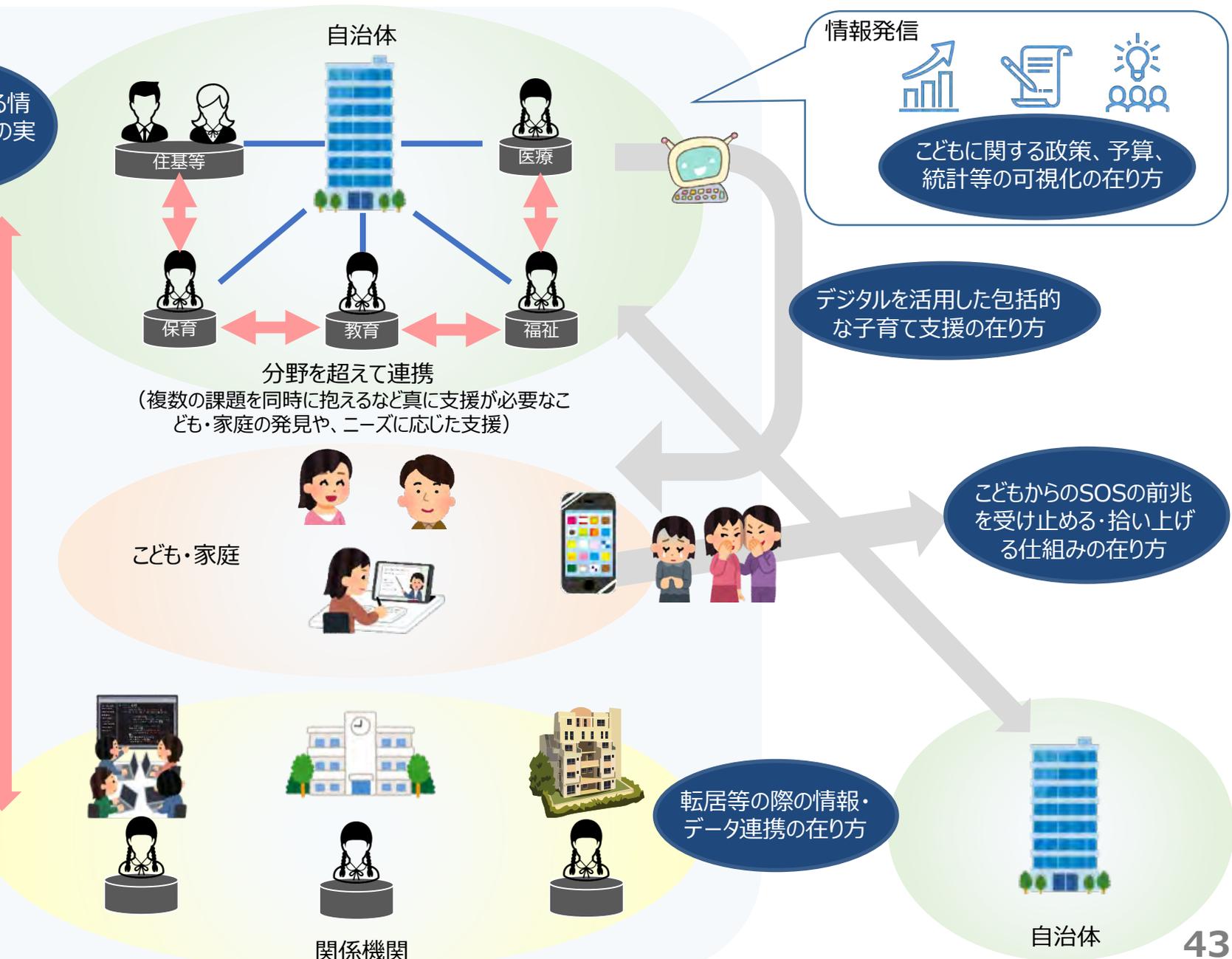
国が一元的に子どもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

(参考) 副大臣PTにおける4象限



自治体における情報・データ連携の実証の在り方

必要に応じて連携
(複数の課題を同時に抱えるなど真に支援が必要な子ども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援)



10. データ連携による支援が必要な子どもへの支援の実現（デジタル庁による実証事業）

準公共分野デジタル化推進費 （子どもに関する各種データの連携による支援実証事業）

事業概要・目的

○現在、教育・保育・福祉・医療等のデータ（※）については、自治体内でも教育委員会、保育部局、福祉部局、医療部局、税務部局等、それぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・社会福祉法人・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。

（※）例えば以下のデータ。

教育：就学援助の利用状況、欠席日数、遅刻・早退の状況

保育：登園状況

福祉：生活保護受給、児童扶養手当受給、親/同居者の虐待通告

医療：健診（身長・体重・体温等）、受診歴

経済：社会経済的背景、課税状況、転出入歴

○他方、個人情報の保護に配慮しながら、こうした子どもに関するデータを最大限に活用し、真に支援が必要な子どもの発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげる必要がある。

事業イメージ・具体例

○各自治体において、教育・保育・福祉・医療等のデータを必要に応じて連携するシステムや体制を整備し、真に支援が必要な子どもの発見や、ニーズに応じたプッシュ型の取組に活用する実証事業を支援する。またその際、制度面での課題等についても併せて検討する。

（参考）先行自治体の例

①大阪府箕面市

・子どもを、「子ども成長見守りシステム」により、①経済状況（生活保護を受けている、児童扶養手当を受給、就学援助を受けている、住民税非課税である）、②養育力（虐待相談がある、保健指導相談がある）、③学力（全教科の平均偏差値、平均偏差値の変化値）、④非認知能力等（自己肯定感・社会対応力、健康・体力、基礎的信頼）のステップを踏んで総合判定し、ケース会議等を通じた支援や見守りに活用。

②兵庫県尼崎市

・住民記録、保健福祉、教育等8つのシステムから情報を吸い上げ、子どもの支援にあたる職員がその子どもの情報を横断的に閲覧できる「子どもの育ち支援システム」を構築し、漏れのない支援や継続一貫した支援につなげている。

期待される効果

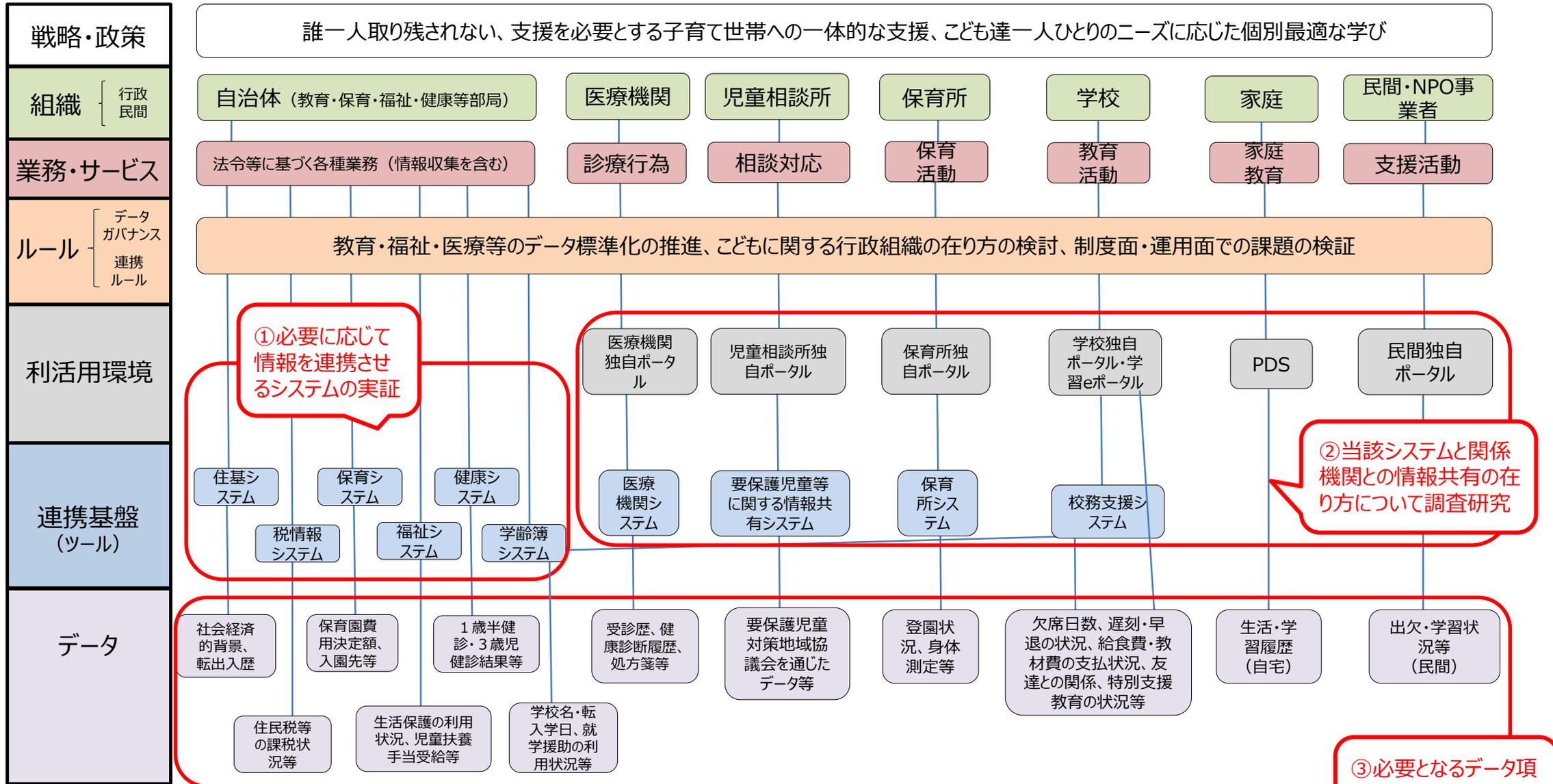
○貧困・虐待等の社会的な課題の解決や、プッシュ型の行政サービスへの転換が可能となり、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」や、支援を必要とする子育て世帯への一体的な支援、子ども達一人ひとりのニーズに応じた個別最適な学びが実現できる。

資金の流れ



10. データ連携による支援が必要なこどもへの支援の実現

(「こども」に関するアーキテクチャ (イメージのたたき台【検討中】) と実証事業との関係)



※ここに掲載されているデータが全て必須項目ということではなく、今後、実証事業を実施する中で整理。

1.1. デジタル社会を見据えた教育（基本的な考え方）

教育の目指すべき姿

◎ 人格の完成

- ◎ 平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成



2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿（R3.1中央教育審議会答申）

- ◎ 全ての子供たちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現
- ◎ 必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

2017年指導要領改訂：
「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」
2018年Society5.0人材育成懇談会：
「Society5.0に向けた学校ver3.0」



子供達を取り巻く状況



- ・ 1クラスの中に、不登校、特別支援、日本語指導、貧困、特定分野に特異な才能のある子供など多様な背景や認知特性等を有する子供達が存在。
- ・ 子供達の理数の学力は世界トップレベル。他方、学習意欲や学校生活の満足度、自己効力感等の観点から課題。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立を図る必要。



教育のデジタル化のミッション・ビジョン

- <ミッション> 誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会
- <ビジョン> データの①スコープ（範囲）、②品質、③組み合わせ、の拡大・充実により、教育の質を向上させる



誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化



デジタル社会のビジョン

教育DX
で実現

個別最適な学びと協働的な学びを真に実現するために、上記のミッション・ビジョンも踏まえ、制度面等で改善すべき点がないか、関係省庁が「ワンチーム」となって検討。その際、例えば約5年後などに見込まれる次期学習指導要領の改訂など今後の大きな教育改革の流れを見据えるとともに、教育の機会均等と水準の維持向上という教育制度の根幹的な役割が社会の構造的な変化の中で益々確固たるものとなるよう、現場の声も聴きながら検討を進める。

デジタル社会推進会議（R3.9.6）総理指示
第2に、暮らしのデジタル化です。（中略）教育（中略）などのデジタル化と制度の見直しを進めます。

学校を取り巻く状況



- ・ 子供達の知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は諸外国から高い評価。他方、社会の変化とともに学校の役割は肥大化。
- ・ 少子化が進む中で、適正規模の学校を維持することが地域によっては困難に。
- ・ 教員の勤務時間はOECDの中で最長。うち、課外活動や事務作業の負担が比較して大きい。
- ・ 左記の多様な子供達の実態とともに、離島やへき地等の過小規模校など様々な実態の学校が存在する中で、学習指導の基本的な枠組み（「学校で」「教員が」「同時に」「同一学年の児童生徒に」「同じ速度で」「同じ内容を」教える）では十分に対応できない可能性。
- ・ GIGAスクール構想を含め、「令和の日本型学校教育」活動を長期的に持続可能とするための、リソースの再配分が必要。
- ・ GIGAスクール構想の背景となった地域間での教育環境の格差や教育データの標準化の方向性も踏まえ、教育のデジタル化の推進に当たっての国と地方との関係等についても検討が必要。

1 1. デジタル社会を見据えた教育（教育DXの目指す姿）

- 教育DXの目指す姿は、学習にまつわる様々な場・人・モノの「組み合わせ」が広がり、学習者主体の教育が実現されること。
（「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」）

※下記にかかわらず、ICTも活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実践する先進的な取組を行う学校も存在。

「学校で」教える

- ✓ 教育は、基本的に学校という「場」で行われる必要がある。
- ✓ 児童生徒同士や教師と児童生徒の関わり合いが重要であり、児童生徒は、学校に通う必要がある。



「教員が」教える

- ✓ 授業は、免許を有する教員による指導が中心となって行われている。



「同時に」教える

- ✓ 児童生徒は、集団で同時に同内容を教わる。



「同一学年の児童生徒に」

「同じ速度で」「同じ内容を」教える

- ✓ 各学年において教えるべき内容が、学習指導要領に規定されている。
- ✓ 学習進度が早い児童生徒も遅い児童生徒も、一斉授業により、同じ速度で同じ内容の授業を受ける。



教育DX後の世界（目指す姿）

「どこからでも」学べる

- ✓ 学校は、児童生徒同士や教師と児童生徒の関わり合いの重要性を踏まえつつ、児童生徒が学校で集うことでしかできない学びを行う。
- ✓ それ以外の学びは、学校でもそれ以外の場所でも、本人に最適な場所で学ぶ。



「誰とでも」学べる

- ✓ 各知識・技能を教員が教えるだけでなく、各児童生徒の学びがより進むように、その学びをデザインし、支えるのが教員の役割となる。
- ✓ 児童生徒が集うことでないといけない学びを、様々な人材などのリソースを取り入れてコーディネートする役割も求められる。



「いつでも」学べる

- ✓ 同時に集団でしか学べないことを、協働的な学びで学ぶ。
- ✓ 入口のみの質管理から、出口とのハイブリッドによる質管理へ。



「自分らしく」学べる

- ✓ ビッグデータの解析に基づき、本人の特性や理解度に応じて、同じ年齢においても、児童生徒ごとに学ぶ内容・学ぶ順序は異なる。
- ✓ どの学年でどの内容をどの順番で学ぶことが妥当かは標準的な姿にすぎなくなる。



1 1. デジタル社会を見据えた教育（子供達を取り巻く状況についての論点）

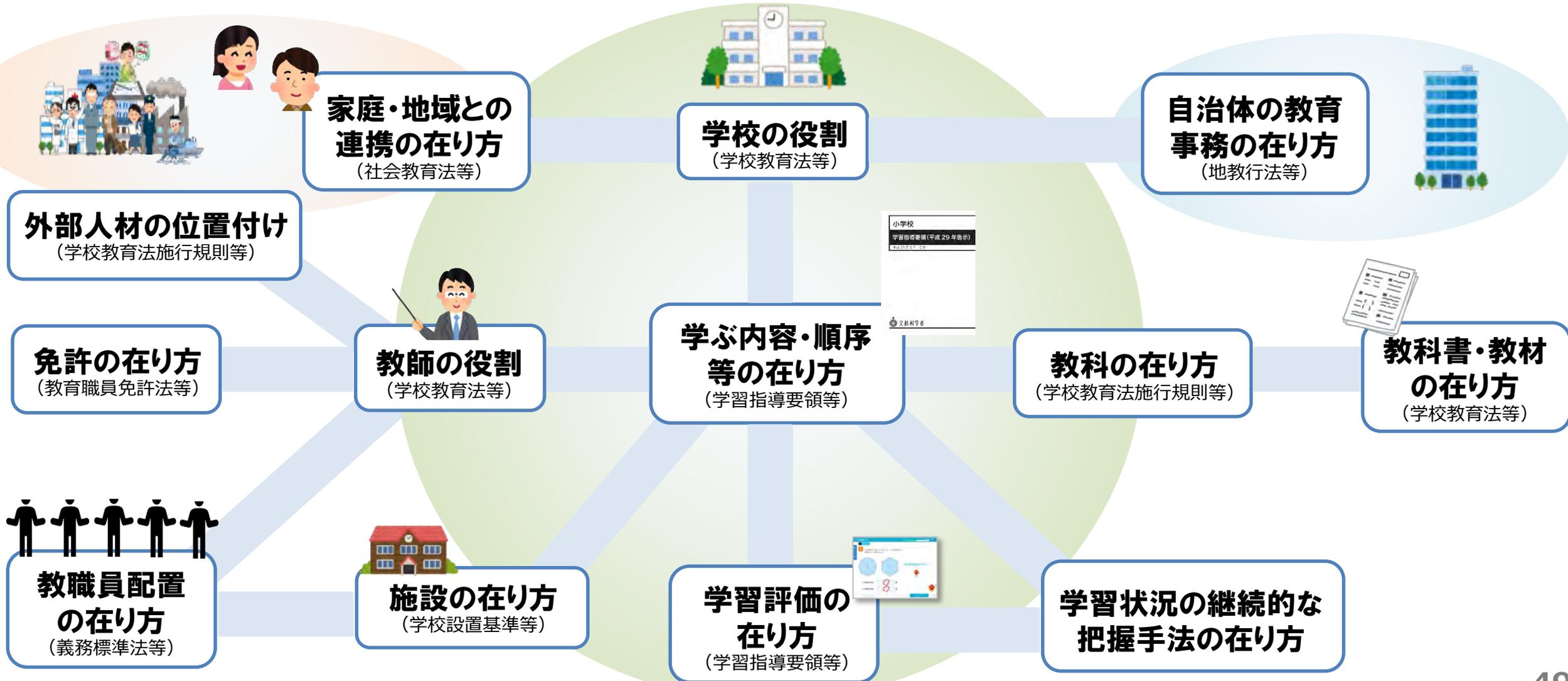
- 各施策の横串の比較は以下のとおり。**特別支援教育の考え方**（特別の教育課程編制＋個別指導計画）を**他の分野においても参考とすべき**。
- 「誰一人取り残されない」の観点等を踏まえ、**学校に行きたくても行けない子供達へのデジタルを活用した支援の在り方**について検討を深める。

	不登校	特別支援	病気療養	日本語指導
対象	年度間に30日以上登校しなかった児童生徒（病気又は経済的理由による場合を除く。）	視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害 ※1	年間延べ30日以上欠席という状況を一つの参考として、各学校又は教育委員会が病気療養児に該当すると判断した児童生徒	日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒
人数	小中：196,127人（全体の2.0%） 高：43,051人（R2年度） ※国の定義には該当しない不登校「傾向」の子供は小中で約1割。（H30、日本財団調査）	特別支援学校：約144,800人（R2年度） 特別支援学級：約302,500人（R2年度） 通級による指導：約134,200人（R元年度） ※通常の学級に在籍する発達障害「の可能性」のある児童生徒：6.5%（H24、医師による診断ではない。）	7,994名（H29年度）	日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数：40,755人 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数：10,371人（H30年度）
教育課程	文部科学大臣に申請、指定された「不登校特例校」において、特別の教育課程の編制が可能（学教法施行規則）	特別の教育課程の編制が可能 通級による指導については、他校で受けた授業でも、自校で行った授業と見なすことができる（学教法施行規則）	高校については、主として遠隔授業で行う単位数が74単位中36単位上限という制限が緩和	義務教育段階においては、特別の教育課程の編制が可能 他校で受けた授業でも、自校で行った授業と見なすことができる（学教法施行規則）※高校段階については検討中
個別計画等	「児童生徒理解・支援シート」を作成することが望ましい	個別の指導計画（学習指導要領）、個別の教育支援計画（学教法施行規則、学習指導要領）の作成が義務化	高等学校段階については、文部科学大臣に申請し、指定を受けた場合は、特別の教育課程の編成が可能（オンデマンド型の授業の実施等）（学教法施行規則）	特別の教育課程を編成した日本語指導を行う場合は、個別の指導計画作成に努める（学習指導要領）
遠隔・オンライン教育の取扱い	不登校児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは校長は指導要録上「出席扱い」にできる。 ※局長通知	【特別支援学校高等部訪問による教育】 ・同時双方向型、オンデマンド型ともに実施可能 ・同時双方向型については、一定の要件の下、受信側に当該学校等の教員を配置することを必ずしも要しない。また、上限を超える単位修得等が認められている。	【義務教育段階】 一定の要件の下、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる ※局長通知 【高等学校段階】 ・同時双方向型の授業を行う場合には、受信側に当該学校等の教員を配置することを必ずしも要しない ※局長通知 ・同時双方向型の授業を行う場合、上限を超える単位修得等が認められている（学教法施行規則）	特別な取り扱いなし

※1 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象（参照：学校教育法、学校教育法施行規則）

1 1. デジタル社会を見据えた教育（学校を取り巻く状況についての論点）

- 学校の役割、教員の役割、学習指導の在り方などは、**各種制度が相互に関連し合って形成**されているもの（下記参照）。
- これらについては、**制度面・運用面で改善が必要なものがないか、関係省庁において今後検討**を行う。



12. 実現に向けた工程表①

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
調査等のオンライン化・教育データの標準化	調査等のオンライン化	実証事業の実施（プロトタイプ構築、運用開始）	現場の声も踏まえ、更なる機能改善等	学校現場が簡易に調査等への回答を行えるとともに、教育委員会による集約作業なしにデータの集約・分析が行える環境を整備			
	教育データの標準化	主体情報	「教育データ標準（第2版）」の普及	随時更新、活用の推進	随時更新、活用の推進	随時更新、活用の推進	随時更新、活用の推進
		内容情報	標準化すべき項目の抽出	優先順位の明確化、第一弾公表	第二弾公表	随時更新、活用の推進	随時更新、活用の推進
		活動情報	諸外国の事例等も調査しつつ、標準化すべき項目の抽出	優先順位の明確化、第一弾公表	第二弾公表	随時更新、活用の推進	随時更新、活用の推進
教育分野のプラットフォームの在り方	学習eポータル	学習eポータル標準モデルの改訂	標準モデルを随時更新し、様々な学習コンテンツとの連携を促進				
	MEXCBT	全国展開開始	学習・アセスメントや地方自治体の学力調査等における活用				
		全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた試行・検証			全国学力・学習状況調査における活用		
	学外デジタル教育プラットフォーム	技術仕様の検討・実証、更なる改善、普及に向けた検討	社会実装、更なる改善・普及				
	教育デジタルコンテンツ活用環境の整備	指導要領コード紐付け、アルゴリズム開発等	追加作業	社会実装、更なる改善・普及			
	STEAMライブラリー	コンテンツの拡充及びライブラリーの普及	コンテンツが自発的に増殖するための仕掛けづくり、ライブラリーの普及・活用の推進及びライブラリーの自走に向けた検討の実施				
公教育データ・プラットフォーム	設計検討	試行版運用開始	正式版運用開始	運用、データ拡充			

12. 実現に向けた工程表②

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
学校・自治体等のデータ活用環境の整備	学校のネットワーク環境	全国一斉にネットワークの点検・応急対応を実施	原因に応じた解決を図る				
	校務のデジタル化	デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、専門家の知見も踏まえて検討	左記の検討を踏まえた措置の実施				
	デジタル教科書	本格的な導入に向けての方針決定	導入準備	本格的な導入			
		本格導入に向けての課題解決					
	教職員端末	教職員端末の整備支援	次期の教育ICT環境整備計画への反映の検討	次期の教育ICT環境整備計画への反映			
	児童生徒端末の将来	児童生徒の1人1台端末の将来の在り方について検討		端末の利活用等の実態や現場の声、検討結果も踏まえ、必要な措置の実施			
ガバメントクラウドの活用	教育分野の課題等の検討	他のシステムについても随時検討し、可能なものから移行準備、利用開始					
	就学事務システム(学齢簿編制等)の標準仕様書への反映	標準準拠システムへの移行準備、移行					
教育データ活用ルール・ポリシー	利活用ガイドライン等	端末の持ち帰りも含めた利活用に関するガイドラインの策定	学校現場・保護者への周知実態や現場の声を踏まえ更なる改善	左記について、実態や現場の声を踏まえ更なる改善			
		教育データ利活用ガイドブックの策定	左記について、実態や現場の声を踏まえ更なる改善				
	セキュリティの確保	教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン一部改訂	教育委員会への周知	随時改訂、周知			
	個人情報の保護	必要に応じ、国の行政機関ガイドライン等における対応を含めて検討	必要に応じ、地方公共団体ガイドライン等における対応を含めて検討	更なる制度面・運用面での課題を踏まえ、必要な措置を実施			
生涯にわたる学びの環境整備	学びの成果の可視化	諸外国における学修歴証明のデジタル化に向けた導入事例・導入方法に関する調査研究の実施	調査研究の成果を踏まえ、学修歴証明書のデジタル化を普及・定着させるため、周知や活用促進を図るとともに、オープンバッジなどの在り方についても検討		左記の検討を踏まえた措置の実施		

1 2. 実現に向けた工程表③

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)		
生涯にわたる学びの環境整備	学習者の識別子 (ID)	初等中等教育	教育情報システムの情報連携に関する調査研究の実施		調査研究を踏まえた必要な施策の実施				
		他分野も含む	マイナンバーカードを活用した転校時等の教育データの持ち運び等の方策を検討(事業の中で具体的な事例を検証)		検討結果を踏まえ、希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む				
			学校内外にわたる、他分野も含めた識別子 (ID) について検討						
	教員の識別子 (ID) (初等中等教育)	教員の免許状、研修履歴等の情報も含めた一元的なシステムの構築検討と併せ課題の検討・整理			左記の検討を踏まえた整備、活用の検討				
	PDS・情報銀行	分野共通的な論点の整理、地方公共団体等とのデータ連携に関する調査・実証等必要な施策の実施		論点整理や調査・実証を踏まえた必要な施策の実施					
も支援が必要なこと データ連携による の実現	実証事業	こどもに関する各種データの連携による支援実証事業の実施	実証事業に向けた追加作業		実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、関係省庁が一体となって検討				
	制度面・運用面での課題	制度面・運用面での課題の検討・整理		検討・整理の結果を踏まえた必要な施策の実施					
デジタル社会を見据えた教育			次期学習指導要領改訂に向けた検討・議論						
			教員勤務実態調査		調査結果を受けた必要な措置の実施				
			第4期教育振興基本計画に向けた検討・議論		第4期教育振興基本計画閣議決定	計画を踏まえた必要な施策の実施			
							↑連携・反映		
			重点計画2022 (仮称)	重点計画2023 (仮称)	重点計画2024 (仮称)	重点計画2025 (仮称)			

13. 今後の進め方

- 本ロードマップは、今後の教育データの利活用に向けた施策の全体像と、その青写真を関係省庁で描いたもの。
- デジタルやデータはあくまでも手段であり、目的はミッションに掲げた「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の実現である。

こうした社会において、次代を切り拓く子供達に求められる資質・能力としては、正解のない課題に対し、当事者意識を持ち、他者と協働しながら新たな価値創造を生み出す力、具体的には、

 - ・文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力
 - ・豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成、各教育段階に応じた体力の向上、健康の確保

等が挙げられ、GIGAスクール構想の実現を踏まえた資質・能力の育成に向けた評価の手法についても、検討を深める必要がある。
- また、社会との接続に目を向ければ、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるように、大学の経営改革や教育内容・方法の転換、産業界との連携の更なる推進を含め、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進する必要がある。
- こうした、デジタル社会を見据えた教育については、中央教育審議会はもちろんのこと、デジタル臨時行政調査会、教育未来創造会議、内閣府総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキング・グループといった省庁横断的な場においても検討を深めていくこととする。
- 本ロードマップは、「決定して終わり」というものではなく、今後、本ロードマップに基づき具体的な施策を関係省庁において実行していく中で、学校現場の教職員、保護者、教育委員会を含む地方公共団体、教育研究機関、民間事業者、そして何よりも、教育の一番の当事者である子供達の意見も聴きながら、施策を推進していくこととする。

また、こうした多様な関係者が目的を明確化・共有し、各関係者もその目的に沿ってそれぞれの活動を改善していくよう、EBPM（Evidence-Based Policy Making）を徹底していくことが肝要である。